

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の適法性及び効率性の確保を図るべく、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことと捉え、「継続的な利益成長」を通して企業価値の最大化を実現するための、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】

当社は、適正な財務報告及び高品質な監査に要する十分な時間確保の観点より、招集通知の作成に相応の時間を要することから、現段階では、招集通知発送日については株主総会の日の2週間前(15日前)と、いずれも会社法上の期限通りの期日を設定しております。電子提供措置の開始日については株主総会の日の22日前と法定の期日よりわずかながら先行しておりますので、今後は、総会議案の検討時間確保の重要性も鑑みつつ、少なくとも電子的公表については可能な限り早期に対応できるよう努めてまいります。

【補充原則1-2】

当社の現状の体制においては、連結子会社各社の決算業務との兼ね合いにより、日程の前倒しは困難な状況にあります。また、集中日以外の日に開催することを目指しておりますが、事務日程、会場の予約状況等を勘案して、開催日を決定しております。

【補充原則1-2】

当社は、株主数が少なく議決権行使率も80%台であるため、インターネットによる議決権の電子行使は利用しておりません。また、外国人株主は少ないため、招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主構成の変化等、状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、現状において具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えております。当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示の在り方として、現時点では、事業年度毎の見通しを公表し、また、決算発表資料において翌事業年度の経営計画を説明しております。

【補充原則4-1】

当社は、当社代表取締役社長の後継者の計画については、取締役会での策定は行っておりませんが、今後要否も含めて検討を進めてまいります。

【補充原則4-2/補充原則4-2】

取締役の報酬につきましては、当社は、2002年6月開催の定時株主総会で決定した取締役の報酬限度額内で、代表取締役社長が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて素案を作成し、これを取締役会に付議して基本報酬を決定しております。インセンティブ報酬につきましては、賞与(業績連動報酬)と新株予約権(非金銭報酬)があり、基本報酬と同様に、代表取締役社長が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて素案を作成し、取締役会に付議した上で支給または付与を決定しております。なお、中長期的な業績と連動する報酬や現金報酬と株式報酬の割合など、持続的な成長に向けた取締役のインセンティブについては重要な経営課題であると認識しており、報酬全体の決定方法を含め、今後も総合的に検討してまいります。

【補充原則4-3】

当社は、最高経営責任者となる代表取締役社長の解任につき、明確な解任要件を定めておりませんが、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると他の取締役が判断した場合には、取締役会で審議のうえ解任手続を実施いたします。

【原則4-6】

当社の組織運営体制は、分散化した権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を、業務執行取締役3名と社外取締役1名の4名としております。社外取締役1名のほか社外監査役3名が、取締役の職務の執行を監査し、毎月開催される取締役会へ出席し意見を述べており、取締役会に対して実効的な監督を行っております。

【原則4-8】

当社において独立社外取締役は1名ではありますが、取締役会に出席し、株主の視点に立ち、経営陣の説明責任の確保、社外の視点を入れた判断等、監督機能の強化の観点から、その有効性は十分に発揮されていると判断しております。今後、2名以上の独立社外取締役選任による取締役会の更なる活性化を視野に入れ、有効なガバナンス体制の構築について検討を進めていきたいと考えております。

【補充原則4-8】

当社では、これまで独立社外取締役が個別に経営陣や監査役と会合し、情報の共有や連携を図ってまいりましたが、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的で開催するなどの情報交換・認識共有に特段の方策を講じておりません。今後につきましても、相対的に情報量の少ない独立社外者のみで構成する会合は定期開催に及ばないとの観点から、経営陣や監査役との間で情報交換・認識共有の機会充実を図ることといたしま

す。

【補充原則4 - 8】

当社において独立社外取締役は1名であり、個別に経営陣との連絡・調整、監査役会との連携を図っております。現状においては、経営企画部門が独立社外取締役をサポートし、必要に応じて、経営陣・監査役会との連絡・調整の窓口となっております。

【補充原則4 - 10】

当社では、指名・報酬を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。経営陣幹部・取締役候補者の提案は、代表取締役社長が原案を作成し、取締役会に諮ります。また、監査役候補者についても、代表取締役社長が監査役会の同意を得た上で、取締役会に諮って決定しております。取締役会では、選任基準や各候補者の経歴及び知見等について丁寧に説明が行われた上で、社外取締役及び社外監査役を交えて慎重に審議いたします。取締役の報酬につきましても、代表取締役が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて素案を作成し、取締役会で審議され決定しております。

【原則4 - 11】

当社は、次項【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】(原則3 - 1())に記載の取締役・監査役の各選考基準に適合した取締役・監査役候補者の中から、意欲・スキル等を踏まえ、取締役会の監督機能強化の観点から適当と考えられる人物を、年齢・性別・国籍にとらわれず、取締役・監査役に選任することとしており、これにより取締役会全体として必要な多様性を確保していると考えております。現在、社外取締役1名は司法書士及び行政書士の資格を有しており、また社外監査役は公認会計士の資格を有している者が1名、行政書士の資格を有している者が1名おります。他、社外監査役1名については、経験豊富な管理経験を有し、それぞれが専門的な知見と経験を有しております。なお、ジェンダーや国際性を含む多様性については、今後の課題と考えております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の実効性について分析・評価する仕組みを設けておりません。今後、各取締役の自己評価も含めた仕組みの構築を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。上場株式を政策保有株式として保有する場合には、その可否について取締役会による慎重な審議を経て決定いたします。

【原則1 - 7】

当社は、取締役会との間の競業取引または利益相反取引を行う場合には、取締役会規程により、当該取引について取締役会の承認を得ることとしております。また、当社取締役・監査役に関しては、定期的に関連当事者間取引に関する所定の調査票を用いて調査を実施し、取引の有無について監視を行っております。

【補充原則2 - 4】

当社は、人材の多様性を確保することが中長期的な企業価値の向上に重要と判断しており、そのための人材育成や環境整備に取り組んでおります。また、管理職の登用において女性・外国人・中途採用者に対する区分は一切ありませんので、適任と判断される人材については積極的に登用しております。女性については、女性管理職が恒常的に生まれる社内風土を醸成し、女性管理職比率30.0%以上の水準を維持できるよう努めており、本報告書提出日現在では、こちらの水準を満たしております。外国人については、適任者がいる場合に検討したいと考えております。また、中途採用については、専門人材の補完を目的に拡充を図る方針です。

【原則2 - 6】

当社では、従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、生涯設計手当規程に基づき確定拠出型年金制度を導入しております。

確定拠出型年金の運営管理機関として高い専門性を持つ運用委託先を採用するとともに、当社窓口には必要な資質を備えた人材を配置し、従業員に対する質問対応、アドバイス、利用促進等の対応を行っております。あわせて窓口となる人材の資質を随時見直し、確定拠出年金が適切に運用されるよう、人材の教育や必要に応じて配置転換を行っております。

【原則3 - 1】

()企業理念・経営戦略・経営計画

<企業理念>

当社は「人に、よりよく」を企業理念とし、この企業理念の実現を通じて、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく事業を行っております。

<経営戦略>

当社の事業は継続収入の確保を基盤とするものであり、その基盤をより多く創造し、またより強固に成長させていくことが永続的な成長のための当社のミッションであると考えております。これを実現し、中長期的な成長力の強化を目指すため、当社はグループの持株会社として以下の課題に取り組んでおります。

1. 代理店網を維持・強化する。
2. 継続的な収入の増大を図る。
3. 新商材の開発に取り組む。
4. 顧客網の拡大・活用する。
5. 経営効率の向上を図る。

<経営計画>

当社グループは、株主利益の増大を重視し、収益性と資本効率を高めることにより総合的に企業価値の最大化を図るという観点から、売上高営業利益率及び連結ROE(株主資本当期純利益率)を重要な経営指標と定め、具体的には、連結売上高営業利益率5%、連結ROE(株主資本当期純利益率)10%を、中長期における目標と定めております。一方で、この実現のための具体的な経営計画といたしましては、著しい経営環境の変化に迅速かつ柔軟な経営判断を行い、株主、投資家の皆様に当社の経営状況等を正しくご理解いただくため、事業年度毎の計画を策定し、業績予想として開示しております。

()本報告書「 .1. 基本的な考え方」に記載しております。

()当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は有価証券報告書、株主総会招集通知及び本報告書「 .1.(6) 取締役報酬関係」に記載のとおりです。業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、賞与(業績連動報

酬)及び新株予約権(非金銭報酬)により構成され、社外取締役については基本報酬のみであります。

()取締役については、当社の選考基準(資質、統率力、倫理観、意思決定能力等)を勘案の上、取締役会で候補者を選定し決定いたします。監査役についても、当社の選考基準(人格、見識、法律・財務・会計に関する知識や経験等)を考慮し、取締役会が監査役と相談の上、候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定しております。

()取締役及び監査役候補者の経歴及び選任理由については、選任・指名の理由や経歴等を株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則3 - 1】

当社では、環境問題に取り組むことで持続可能な社会へ貢献することが可能であると考えております。この考えのもと、「環境サステナ事業」を推進し、太陽光発電、LED照明機器のレンタル・販売、EV充電サービス、電力小売、エネルギー利用状況等に関するコンサルティングに積極的に取り組んでおります。当社の「環境サステナ事業」の推進が、低カーボン社会の推進や環境負荷の軽減に寄与するものと考えており、当社では経験者を中心とした中途採用に努めると共に、知的財産の取得を推進する方針です。

【補充原則4 - 1】

取締役会は、適正な経営の意思決定と効率的な業務執行体制の構築という観点から、社内規程(取締役会規程、取締役会付議基準、職務権限規程など)に基づき、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項、経営上の重要事項並びに類型別に定められた一定金額以上の株式や債権を含む資産の取得・処分や契約の締結・改廃など、重要な業務執行に係る意思決定を行い、これ以外の業務執行は業務執行取締役に委任しております。

【補充原則4 - 9】

東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、取締役会において「社外役員の独立性基準」を制定しております。当該基準は本報告書「1. その他独立役員に関する事項」及び有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社では、業務執行取締役は経験・能力・業務知識の優れた者が選任されることが重要であると考えており、社外取締役については期待される役割を十分に理解していることに加え、経営に対する監督機能を果たせることを重視しております。なお、各取締役のスキル等の組み合わせについては、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社取締役・監査役は、その責務を適切に果たすために他の会社の役員兼任は合理的な範囲にとどめております。当社取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を果たすために必要な知識の習得や有用なトレーニングの機会を、必要性に応じて当社の負担により提供するものとしております。

【原則5 - 1/補充原則5 - 1】

当社は、企業価値の持続的な拡大のために幅広いステークホルダーとの信頼関係の構築が重要であると認識しており、適切な説明責任を果たすべく株主との積極的な対話の維持に努めてまいります。株主・投資家への対応については管理部を専任部署として定め、株主・投資家への対応を統括しております。

()株主との対話に関しては、IRを担当する管理部長が統括しております。

()当社の管理部は、開示資料の作成やステークホルダーへの適切な情報開示体制を整えるため、社内関係部門と適宜連携を図っております。

()株主との対話については、定時株主総会の他に決算説明会を開催するほか、当社ウェブサイト株主からの問合せフォームを設置し、個別の質問や受領した意見について回答しております。

()投資家との対話を通じて得られた意見等は取締役に随時フィードバックするとともに、取締役会において報告して今後の経営に活用しております。

()インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を設けて適切に管理しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、当社の現状分析及び方針を決議した上で、実現に向けた具体的な施策や達成すべき目標値等を決算説明資料内で開示しております。

今後は、この方針に従い、その実現に注力してまいります。

<https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/financial/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エクステンド	2,411,000	50.62
立花証券株式会社	547,400	11.49
光通信株式会社	397,300	8.34
株式会社マルチメディアネットワーク	377,700	7.93
鷲見 貴彦	167,200	3.51
吉岡 伸一郎	161,200	3.38
鷲見 和美	37,000	0.78
上田八木短資株式会社	37,000	0.78
井田 秀明	34,800	0.73
青山 浩	26,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無 更新	株式会社エクステンド (非上場)

補足説明 更新

- 「大株主の状況」につきましては、2024年3月31日現在の状況を記載しております。
- 上記のほか、同日時点で自己株式を2,199,166株保有しております。
- 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- 株式会社エクステンドは、当社代表取締役社長である吉岡伸一郎の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

何らかの事情により支配株主との取引等を実施する場合には、法令や社内規程に則り、取引理由、取引の必然性、取引条件等につき十分に検討した上で、取締役会において取引の要否を審議し、その意思を決定いたします。また、特別の取引条件は設定せず、当社との資本関係を有さないその他の取引先と同様に取り扱いすることにより、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社親会社である株式会社エクステンドは、有価証券の保有、管理及び運用等を主要な事業としており、当社との取引は原則として実施しないことから、当社の事業活動に関しては独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡邊 守	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 守		補足事項はございません。	過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、司法書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有していること、上場企業における監査役としての経験を有していることから当社の社外取締役に相応しいと判断いたしました。 上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は、会計監査人と必要に応じて意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査部門は、子会社を含め定期的を実施している内部監査業務に関して、監査役に対し定期的及び随時に内部監査結果を報告し、監査役は報告を受けた結果を業務監査に活用する等の連携を図っております。

また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスへの取組状況、問題点等について監査し、定期的に監査役会に報告する体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松寄 進	他の会社の出身者													
高橋 雷太	公認会計士													
小林 裕一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松寄 進		補足事項はございません。	同氏は企業経営、特に管理部門の業務運営に関し豊かな経験や実績、知見を有し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。 上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断いたしました。
高橋 雷太		補足事項はございません。	同氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。 上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断いたしました。
小林 裕一		補足事項はございません。	同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、行政書士の資格を有しており当社事業関連の法令等に相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。 上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員を選任するための会社からの独立性について次のとおり基準を定めており、現在の社外取締役及び社外監査役はこの基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

< 社外役員の独立性基準 >

当社は、当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)の独立性を有すると認定するには、東京証券取引所による、「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」の独立性基準を踏まえ、独自の「社外役員の独立性基準」(以下、「この基準」という。)を策定し、以下に定める要件に該当しないことを確認した者を独立役員として選出する。

当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注1)若しくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先(注2)若しくはその業務執行者(注3)

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)(注4)

過去3年以内において 又は に該当していた者

の就任の前10年以内のいずれかの時において当社グループの業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)に該当していた者

次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる者(重要(注5)ではない者を除く。)(注6)

(a)前 から までに掲げる者

(b)当社グループの会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)

(c)当社グループの業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与、監査役を含む。)

(d)過去3年以内において前(b)、(c)又は当社グループの業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

当社グループの主要株主(10%以上)の業務執行者及び最近5年間に於いて当社の現在の主要株主の業務執行者であった者、並びに当社グループが主要株主である会社の業務執行者である者

(注1)当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

当社グループに対し製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)(注2)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円又は当該取引先グループの連結売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い額を超える者

当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が

1億円又は当該取引先グループの連結資産合計の2%のいずれか高い方の額を超える者

(注2)当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

当社グループが製品又はサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円又は当社グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者。

当社グループに対して負債を負っている取引先であって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円または当社グループの連結総資産合計の2%のいずれか高い方の額を超える者。

当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産合計の2%を超える者

(注3)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事(外部理事を除く。)、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

(注4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている者をいう。

(注5)重要な者とは、業務執行者のうち、取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事(外部理事を除く。))及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

(注6)近親者等とは、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、2017年6月29日定時株主総会決議によりストックオプション制度を導入し、各事業年度において、50,000株を上限として当社の取締役(社外取締役を除く。)に対してストックオプションとして新株予約権を付与できる旨を定めております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象としております。

<付与状況>

現在付与しているストックオプションはございません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2002年6月27日開催の定時株主総会決議にて、取締役全員の報酬総額を年額200,000千円以内としており、2024年3月期の報酬総額は124,060千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下、「本方針」)を決議しております。その内容は、次のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、賞与(業績連動報酬)及び新株予約権(非金銭報酬)報酬により構成し、社外取締役については基本報酬のみとする。

基本報酬

基本報酬は、職務執行の対価として職位や役割貢献に応じて決定し、新任取締役においては基準に則った報酬金額とし、重任された場合においては、新任取締役の報酬額を基準とし、任期中の連結業績及び功績に基づき報酬額を改定する。役職ごとには、新任取締役の報酬額を基準として、重任された取締役はその1.5倍まで、常務職はその2倍まで、専務職はその3倍まで、副社長職はその4倍まで、社長職または会長職についてはその5倍までとし、この基準に基づいて、他社水準等も考慮して決定する。

賞与(業績連動報酬)

賞与は、売上高営業利益率及び連結ROE(株主資本当期純利益率)の上昇要因を分析し、上昇率が一定のポイントを超えた場合に、業務執行取締役の功績に基づき、各人の基本報酬額の1/12の額の3倍を上限に、支給の有無を決定する。

新株予約権(非金銭報酬)

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上を図るインセンティブとするため、ストックオプションとして新株予約権を付与する。付与株数は、2017年6月29日開催の定時株主総会において承認された範囲内とし、業務執行取締役を対象に一律に付与した上で、行使条件を業務分掌に応じて個別に定めるものとする。

報酬等の割合

業務執行取締役の基本報酬と決算賞与の割合は、報酬のうち基本額が80%、決算賞与が20%となることを目安とする。新株予約権については、これらの比率にかかわらず、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

報酬等の付与時期や条件

基本報酬は月例の固定報酬とする。賞与を支給する場合は2月の取締役会に付議して決定する。新株予約権付与の時期等の方針は定めのないものとする。

個人別報酬の内容の決定方針

取締役の基本報酬については、社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて、代表取締役社長が素案を作成し、毎年、原則として6月に開催される取締役会に付議して決定する。

賞与を支給する場合の決定方法については、基本報酬と同様に社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて代表取締役社長が素案を作成し、原則として、2月に開催される取締役会に付議して決定する。

新株予約権を付与する場合には、代表取締役社長が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて素案を作成し、取締役会に付議して決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部の担当者が、その役割に応じて社外役員の窓口となり、毎月の会議のスケジュール、会社の重要な決定事項の連絡及び書類の発送等を行っております。

また、社外役員にその職務を補助すべき従業員が必要な場合は、業務の専門性、独立性を配慮し、当該従業員の人材選定を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、業務執行に関する事項を審議決定する機関として、代表取締役社長1名を含む取締役全員(4名)で構成されており、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、法令、定款及び取締役会規程等に定められた審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

また、取締役会は代表取締役社長が議長を務め、取締役4名及び社外監査役3名が出席し、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 監査役会

監査役会は、監査役全員(3名)で構成されており、監査に関する重要な事項について協議または決議を行っております。

また、定時取締役会(月1回)のほか必要に応じた重要会議への出席、関係者へのヒアリング、契約書、稟議書等の重要文書の閲覧等を通じて、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、経営及び管理部門に対する監視機能の強化を図っております。

なお、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

3. 経営会議

業務執行に対する意思決定の迅速化を図るため、毎週初めに社内取締役が集まり、情報共有及び職務に関わる意思決定を行っております。

4. 内部監査部門

当社の内部監査部門は1名で構成され、代表取締役社長の承認を得た内部監査年間計画に基づいた定期監査のほか、代表取締役社長から命じられた事項について臨時監査を行っております。

また、監査役及び会計監査人との協調、連携を保ち監査を実施すると共に、監査によって明らかになった指摘事項に関しては、改善の指示並びに改善が確実に実行されているか否かのチェックを行い業務改善に努めております。

5. 会計監査人

会計監査人については、OAG監査法人を選任しております。当事業年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は今井基喜、池上敬の2名であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。なお、当社の会計監査業務の補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。

6. 監査役の機能強化に向けた取組状況

当該取組状況につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

7. 社外監査役の独立性についての会社の考え方

当社では、社外監査役3名を選任しており、それぞれの経歴・経験を活かし、客観的且つ独立性の高い立場から経営監督機能を果たしていると考えております。

また、内1名は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の経営に対して経験を活かした独立性の高い、取締役の業務執行に対する監督が行えると考えております。

なお、当社は社外監査役3名と、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項に規定する契約を締結し、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合は、職務を行うにつき発生した損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定めております。

8. 独立役員の確保の状況

当社は、本報告書提出日現在において、社外役員全員(社外取締役1名及び社外監査役3名)を本人の同意を得た上で独立役員に指定しております。

なお、4氏のいずれも独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれはございません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、意思決定の迅速化のために監督と執行は分離されるべきではないと考え、委員会設置会社ではなく監査役会設置会社を選択しております。

監督という職務においては社外役員に重きを置き、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役につきましては、経営に外部視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能を一層強化することを目的として、選任しております。

当社監査役3名は全員が社外監査役であり、定時株主総会のほか、必要に応じて重要会議に出席し、社外的な観点から適宜意見を述べ、重要な意思決定や業務執行の状況の適法性及び妥当性を公正な立場で監視しております。

なお、社外役員の選任方針として、豊富な経験と幅広い見識および専門性を有する適任の者をそれぞれ選任しており、これら社外役員が連携を図っていくことで、取締役相互間でこれまで行っていた業務執行監視がさらに実効性を増すものと考えて現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	発送に先立ち、株主総会招集通知のPDFデータをTDnet及び当社ウェブサイトに掲示し、株主の皆様が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、PR資料などは、情報開示後遅滞無く、当社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専門部門には従業員を2名配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」においてステークホルダーの立場を尊重する企業文化・風土の醸成すべき旨を定めております。
その他	当社では、役員の中に女性はいないものの、事業部門の責任者を女性が務めるなど、女性の管理職は一定数存在しております。 また、産前産後休暇並びに育児休業を取得し現場に復帰する女性社員も増えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制を経営の執行者による企業内統治と捉え、コンプライアンスとリスク管理の推進が内部統制システムの中核となるものと認識し、内部統制システムとして代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置しており、情報管理をはじめとして業務活動の全般に関して定期的に内部監査を実施しております。内部監査及び監査役監査、会計監査人監査の状況については、それぞれの監査計画に基づき実施され、必要に応じ会合を開催する等、監査の実施状況について情報交換を行うよう努めております。

1. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

取締役会は、代表取締役社長1名を含む取締役全員(4名)で構成され、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、法令、定款及び取締役会規程等に定められた審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

経営の執行については、業務執行に対する責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、毎週初めに開催する取締役、部長が出席する会議にて、情報共有及び職務に関わる意思決定を行っております。

監査役については、社外監査役3名であり、定時取締役会、その他重要な会議に必要な応じて出席し、適宜意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。

また、監査役は当社の各部門およびグループ会社の取締役・使用人等からの個別ヒアリングを定期的に行うと共に、内部監査部門との定期的な情報交換、内部監査への同行、会計帳簿、契約書、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っております。

なお、当社の監査役は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。

会計監査人については、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて内部統制システムの運用を図り、また、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行っており、それらを会社法および社内規程の定めに基づき整備しております。

会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として取締役会において決議した内部統制システム整備の基本方針は以下のとおりです。

<当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

1) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に係る規程・マニュアル等を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守し、その徹底を図る。コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役及び各部門の長が出席する経営会議において検討、審議を行い、その結果を取締役に報告する。

2) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に関わる規程・マニュアルに基づき、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定めると共に、法令またはコンプライアンスガイドラインに違反する行為の未然防止に努める。

3) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する業務を主管しリスク・コンプライアンス委員長を務めると共に、リスク・コンプライアンス事務局を設置し内部通報制度及びコンプライアンス相談窓口を設けて、情報の確保に努める。

4) 内部監査部門は、管理部門または監査役会と連携の上進捗状況を監査する。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

1) 当社は、株主総会、取締役会及び稟議に係る文書等、取締役の業務執行に係る文書またはその他の情報について、文書管理規程に基づき、主管する部門が保存及び管理を行い、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。

<当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

1) 当社は、全社のリスクマネジメント及び情報セキュリティについて管理部門が主体となって、当社及び子会社のリスク管理体制を整備する。管理部門は、会社方針と目標及び基本戦略を立案し推進する。そして、当社及び子会社の適切な情報セキュリティの確立及び改善を図るため、管理部門の指揮・監督・指導のもとに情報セキュリティに関する構築と継続した見直し、体制及び運用、モニタリング等による課題抽出及び改善の施策立案を行う。

2) 当社は、当社及び子会社の財務リスク軽減を図るために経理規程、予算管理規程等の社内規程により、リスク発生の可能性をビジネス遂行に必要とされる合理的な範囲に収める体制を構築する。

<当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

1) 当社は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

2) 当社は、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

3) 当社は、持株会社制度を採用し、各子会社社長は、組織規程・職務権限規程等に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

4) 当社は、経営計画に基づき、各子会社の事業進捗を管理すると共に目標達成のための当社グループ施策を展開する。

<当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

1) 当社の役員等が子会社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。

2) 当社は、関係会社管理規程に基づき、一定の基準を上回る事項については当社への決裁・報告制度により子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

3) 子会社は、当社からの経営指導等が法令に違反し、その他コンプライアンス上の問題があると認められた場合には、リスク・コンプライアンス委員会に報告し、リスク・コンプライアンス事務局長または監査役に改善策の策定を求めることができる。

<監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項>

1) 当社は、監査役の求めに応じて、管理部門の従業員に補助業務を行わせるものとし、監査役より命令を受けた従業員は、その命令に関して監査役の指揮命令に従い、取締役及び上長等の指揮命令を受けない。

2) 当社は、補助業務にあたる従業員の人事異動について、監査役の意見を踏まえた上で行う。

<当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

1) 当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができる。

2) 監査役は、当社及び子会社の取締役会その他社内主要会議に出席すると共に、必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員に対して説明を求めることができる。

3) 当社は、内部通報制度を適切に運用し、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査役への報告体制を確保する。

4) 内部監査部門は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。

5) 当社は、監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、管理部門と連動し、監査役の閲覧する資料の整備に努める。

6) 当社は、監査役や内部通報窓口に対して報告・通報を行った者に対し、当該報告・通報を行ったことを理由としていかなる不利益も課してはならないものとし、その旨の周知徹底を図る。

7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク・コンプライアンス規程を定め、これに則り取締役4名及び常勤監査役1名から成るリスク・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として選定しております。当社の経営環境を勘案し、想定しうるリスクを選別した上でこれらリスク管理についての重要事項を決定し、所管部門に適切に当該リスクの管理を遂行するよう指示しております。これを受けて各所管部門では日々の業務遂行においてリスク管理に取り組み、その状況を原則として年に1回、注視すべき事項があれば適時に委員会に対して報告しております。

また、社内ネットワーク上に内部通報制度、相談室、法務担当への相談窓口を設置し、従業員からの声を広く募ると共に、必要に応じて各部門に対してリスクヒアリングを実施し、リスクの見直し及びリスクの軽減を図り、リスク発見時に迅速な対応ができるよう管理体制の整備に努めております。特に、税務・法務関連業務に関しては、税理士、弁護士等と顧問契約を結び、随時アドバイスを受けております。

4. コンプライアンス体制の状況

当社は、取締役4名及び常勤監査役1名から成るリスク・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として選定しております。コンプライアンス意識の浸透を図るべく、リスク・コンプライアンス委員長が指名したメンバーで構成されるリスク・コンプライアンス事務局にて、コンプライアンス体制に係る規程類の作成や教育、社内啓蒙に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除すると共に、断固として対決する」旨の行動指針を明記し、従業員に周知徹底を行っております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

< 対応総括部署及び不当要求防止責任者の設置状況 >

当社の社内体制としましては、対応の総括部門を管理部とし、各事業部門へ随時情報共有を行うことで、迅速に対応できる体制を整えております。

< 外部の専門機関との連携状況 >

弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて反社会的勢力への対応に関する相談やそこからの助言、指導を受けるなど連携を図り、反社会的勢力及び団体との関係が発生しないよう努めております。

< 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況 >

対応総括部門である管理部において、弁護士や、場合によっては警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有すると共に、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力団防止対策連合会に加入しており、担当者は必要に応じて研修を受けております。

< 対応マニュアルの整備状況 >

反社会的勢力への対応方法に関しては、コンプライアンス規程に記載されており、社内への周知を行っております。

< 研修活動の実施状況 >

社内において反社会的勢力に関する状況を共有し、また、対応総括部門である管理部にて啓蒙活動を実施する等、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を向上させることこそが、最も有効な防衛策であると認識しており、安定的且つ継続的な利益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を図っていくことが最優先の課題であると考えております。
しかしながら、当社の経営方針と異なる、または顧客・取引先・従業員その他ステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策を検討してまいり所存であり、今後防衛策導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

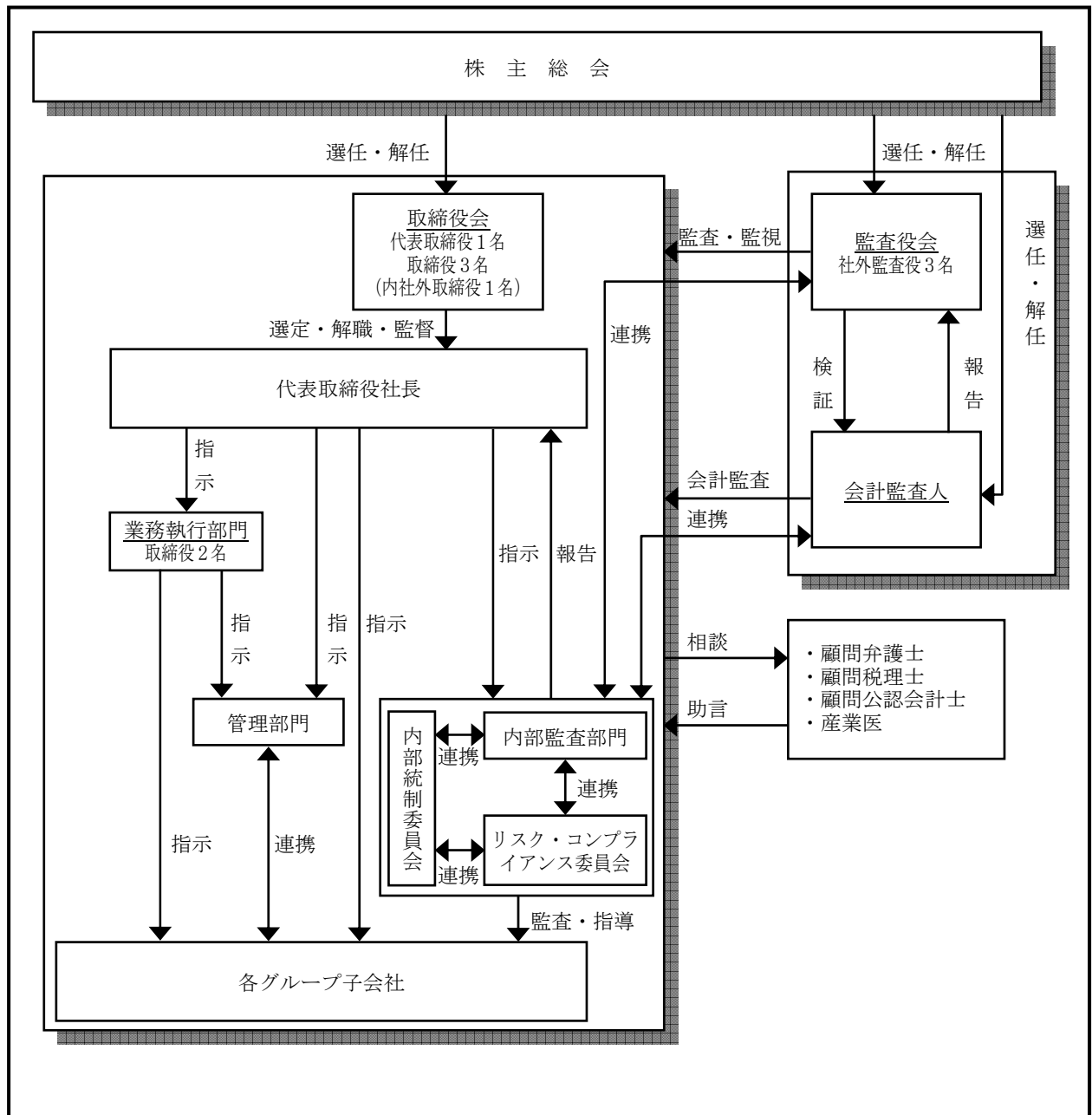
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスを高い水準に保つことが、当社の株主、顧客、取引先等から信頼され、ひいては企業価値の向上に資するものであると認識しております。したがって、当社ではコーポレート・ガバナンスの更なる充実化に向け、取締役会の監督機能、監査役の監査機能の強化、「企業理念」「経営方針」「社内規程」「業務マニュアル」等の明確化と運用の強化等を図り、経営の透明性を高め適時適正な情報開示に努めていく所存です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制については別紙1のとおりです。

また、当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は、次のとおりです。

当社では、金融商品取引法やその他の法制、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。
適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様その重要性を強く認識しており、管掌部門である経営企画部門へ情報を一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っております。
当社及び連結子会社にて発生した重要情報を経営企画部門に集約し、これを情報取扱責任者である管理部長に報告した上で開示の要否を判断します。必要であると判断された場合には、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに関係部門と協議の上、取締役会の承認を受けて、当該情報を開示しております。(別紙2参照)



【別紙2：適時開示に関わる体制】

